

# 一般教育訓練給付制度のご案内

(ホームヘルパー1級・介護職員基礎研修修了者対象)

この制度は、働く人の主体的な能力開発の取組を支援し、雇用の安定と再就職の促進を図ることを目的とした雇用保険の給付制度です。一定の条件を満たす方が、厚生労働大臣の指定する講座を受講し修了した場合、支払った受講料の一定割合に相当する額(上限あり)が「雇用保険」から支給されます。

- ① 対象講座 介護福祉士実務者研修 通信科(ホームヘルパー1級・介護職員基礎研修修了者)
- ② 支給対象者 受講開始日において次のいずれかに該当する方

雇用保険の一般被保険者 (現在、在職中の方)	受講開始日現在で在職中の方のうち、雇用保険の一般被保険者である期間が通算して3年以上ある方。 (一度退職して改めて就職された場合、再就職するまでの空白期間が1年以内であれば、前職の一般被保険者であった期間も通算されます)
一般被保険者であった方 (すでにお仕事を退職している方)	受講開始日現在ですすでにお仕事を退職している方のうち、一般被保険者の資格を失った日(離職日の翌日)以降、受講開始日までの期間が1年以内(適用対象期間の延長が行われた場合には最大4年以内)であり、さらに一般被保険者当時、一般被保険者であった期間が通算して3年以上ある方。

※当分の間、初回の利用に限り支給要件期間1年以上で受給が可能。

※過去に教育訓練給付金を受給したことがある場合、受講開始日以降の支給要件期間が3年以上にならないと受給できません。

- ③ 支給額 ご本人が支払った受講料の総額から、雇用保険の一般被保険者期間によって一定の割合が支給されます。

雇用保険一般被保険者期間	3年以上(初回に限り1年以上)
給付率	20%
上限額	10万円
支給下限額4千円	

- ④ 受給資格について 教育訓練給付金の受給資格があるかどうかを、ハローワークで照会することができます。

※学園では、支給要件を満たしているかどうかの判断はできません。  
受給資格の有無等不明な方は、必ずご自身の住居所を管轄するハローワークにて事前にご確認ください。

- ⑤ 受講修了後の申請手続きについて

修了後、学園より「教育訓練給付金支給申請書」「教育訓練修了証明書」「領収書」の3点をお送りします。教育訓練を受講した本人が、本人の住居所を管轄するハローワーク(公共職業安定所)に対して、書類を提出することによって申請を行います。申請期限は、受講修了日の翌日から1カ月以内です。

講座申込書に、給付制度利用の有無をチェックする欄があります。ご利用される場合は、申込時に必ずお知らせ下さい。

## 教育訓練給付制度の支給対象外の方へ

対象講座は、給付制度と同じです!

教育訓練給付制度の支給対象にならない方を対象とする支援制度があります。

- 季節労働者能力開発支援助成金 問合せ先…北海道各管轄総合振興局商工労働観光課(石狩支庁→011-231-4111)
- 自立支援教育訓練給付金 問合せ先…市役所・各管轄総合振興局(札幌市→子ども未来局子育て支援部 011-211-2988)

学園では受給資格の判断はできません。  
申込前に、各問い合わせ先で受給資格、必要手続きについてご確認ください。

受給資格・必要手続きについては、  
**必ず申込前に、**  
ハローワーク等へご確認ください!

講座に関してのお問い合わせは、  
お気軽にフリーダイヤルまで!

FreeDial **0120-19-3481**  
いっしょ!サンシャイン!